

令和 8 (2026) 年度社会課題解決スタートアップ企業応援事業  
寄附金募集要領

1 概要

栃木県では、令和 8 (2026) 年度社会課題解決スタートアップ企業応援事業（以下「本事業」という。）に係る寄附金を、社会課題解決スタートアップ企業応援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）、認定事業に係る公募要領（以下「事業公募要領」という。）のほか、本募集要領に基づき募集する。

2 寄附金の使途

本事業の認定事業者に対し交付する補助金のための費用

3 寄附金の募集

（1）個人版ふるさと納税

認定事業ごとに、クラウドファンディング型ふるさと納税により寄附を募集する。

ア 認定事業者は、認定事業における寄附金の目標金額を自ら設定する。

イ 県は、県が契約するふるさと納税ポータルサイトに認定事業を掲載し、認定事業ごとに個人からの寄附を募集する。

ウ 寄附を行う個人（以下「寄附者」という。）のうち、栃木県内に居住地のない者は、返礼品の有無を選択できる。なお、寄附者が返礼品を希望した場合、それに要する経費については、当該寄附者からの寄附金の一部を充てる。

エ 寄附金の募集期間は、県と認定事業者が協議の上別途定める。

なお、認定事業者が設定した寄附金の目標金額を大幅に上回ることが想定される場合は、募集期間の終了より前に、寄附の募集を終了することがある。

（2）企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）

栃木県外に本社の所在する企業から、本事業に対し、企業版ふるさと納税により寄附を募集する。

寄附の申込みは、栃木県総合政策部人口未来課に対する寄附申出書の提出により行うこととする。

※企業版ふるさと納税の詳細については、以下のホームページのとおり。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/a03/28tihousouseiouennzeisei.html>

（3）その他の寄附

栃木県内に本社の所在する企業から、本事業に対し、寄附を募集する。

寄附の申込みは、栃木県電子申請システム又は寄附申込書により行うこととする。

※その他の寄附の詳細については、以下のホームページのとおり。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/a03/life/zeikin/zeikin/furusato03.html>

（4）寄附にあたっての留意事項

ア 次のいずれかに該当する場合、寄附者及び寄附企業に対し寄附金の返還は行わない。

（ア）認定企業への寄附金額が寄附目標額を超過した場合

- (イ) 認定事業を縮小して実施した場合
- (ウ) 事業の認定又は交付決定が取消となった場合
- (エ) 認定事業が中止又は廃止となった場合
- (オ) 認定事業者が事業停止又は事業停止と同等の状態となった場合

イ アの場合、認定事業者に交付されなかった寄附金は、次年度以降に県が実施する本事業及び県のその他のスタートアップ企業支援事業に充てる。

この場合、県から寄附者及び寄附企業への個別の連絡等を行わない。

ウ 3 (1) ～ (3) による寄附に係る個人又は法人の情報は、礼状等の送付、本事業に係るイベント等の案内、寄附内容に関する連絡・確認その他本事業の実施及び運営に必要な事務を行うために使用する。

エ 認定事業に係る業務の一部又は全部を受託又は請負しているなど、認定事業者との間に利害関係を保有している事業者が、3 (2) 又は (3) による寄附を行うことは認めない。

#### **4 認定事業者への交付**

##### **(1) 個人版ふるさと納税**

3 (1) により受領した寄附金は、認定事業者が設定した寄附金の目標金額の達成状況に関わらず、目標額を上限として認定事業者に交付する。

##### **(2) 企業版ふるさと納税及びその他の寄附**

3 (2) 及び (3) により受領した寄附金は、県が認定事業者ごとに決定した配分額を上限に、認定事業者に交付する。

#### **5 基金への積立及び取り崩し**

3 (1) から (3) により受領した寄附金は、ふるさと納税ポータルサイト運営事業者への手数料その他の事務手続きに要する費用を差し引いた上で、令和 8 (2026) 年度中に、栃木県スタートアップ企業応援基金に積み立てる。

上記基金に積み立てた金額は、令和 9 (2027) 年度以降に取り崩し、補助金及びその他のスタートアップ企業支援事業の財源とする。

#### **6 その他**

寄附者及び寄附企業は、3 (1) ～ (3) による寄附の手続をもって、本募集要領の記載内容に同意したものとみなす。